

岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業
設計・施工者選定プロポーザル

審査基準

令和 8 年 9 月

岩手県教育委員会事務局教育企画室
岩手県県土整備部建築住宅課

第1 総則

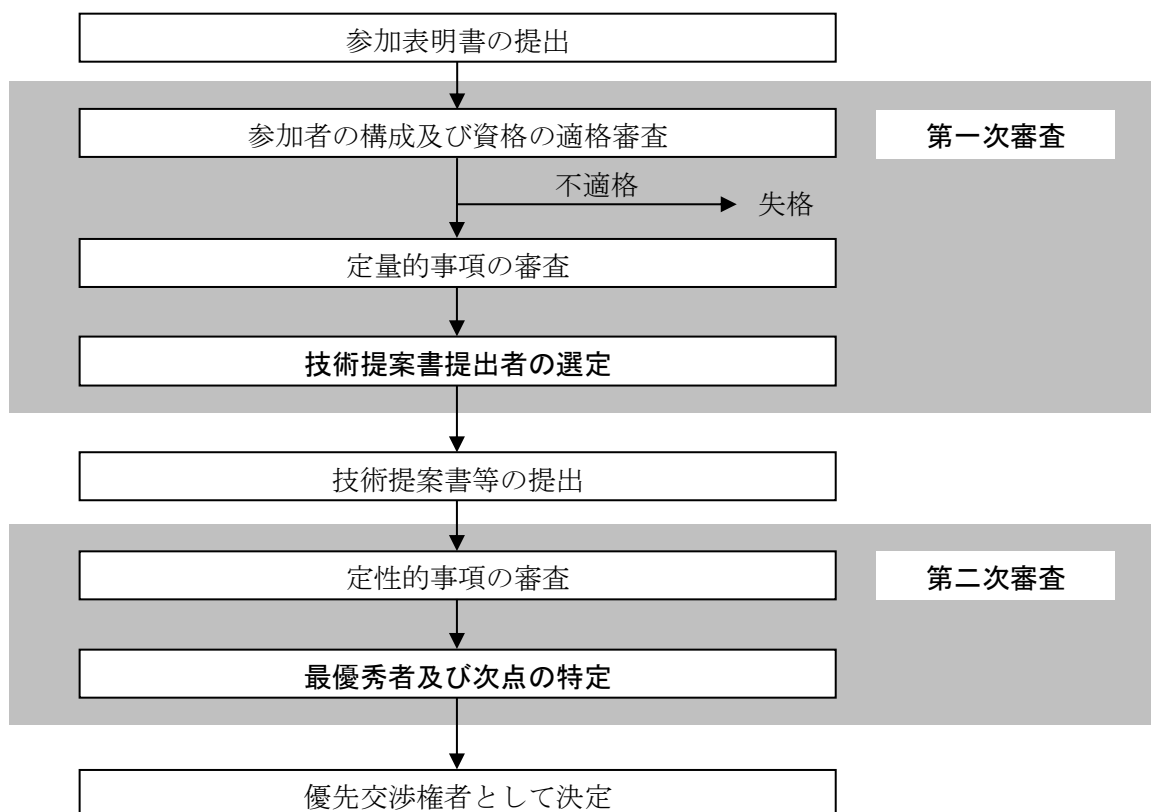
岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）は、本事業における事業者の選定に当たり、県が契約の相手方を適正に審査するための基準を示したものである。

第2 審査体制

審査は、別に定める選定委員会において、第一次審査及び第二次審査の2段階に分けて実施する。

第一次審査では、参加表明書の審査を行い、技術提案書の提出者として5者程度を選定する。また、第二次審査では、技術提案書の審査及びヒアリングを行い、最優秀者として1者、次点として1者を特定する。

なお、第一次審査において必要な要件等を満たしていない場合は、失格とする。



第3 審査項目と配点

1 第一次審査

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 参加者の構成及び資格の適格審査 | (適格・失格) |
| (2) 定量的事項の審査 | (35.0) |
| ア 設計者の実績等に関する評価 | 8.0 |
| イ 工事監理者の実績等に関する評価 | 7.0 |
| ウ 施工者の実績等に関する評価 | 20.0 |

2 第二次審査

- | | |
|----------------------|--------|
| 定性的事項の審査（技術提案に関する審査） | (65.0) |
| ア 業務全般に関する評価 | 30.0 |
| イ 施設計画に関する評価 | 35.0 |

第4 審査及び評価方法

1 第一次審査

(1) 参加者の構成及び資格の適格審査

実施要項に示す参加者の構成及び資格要件を満たしていることを確認する。なお、要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 定量的事項の審査

参加者の実績等について、次のアからウにより評価を行う。

審査の結果、合計点の高いものから技術提案書の提出者として5者程度を選定する。(同評価の参加者が5者を超過して存在する場合はこの限りでない。)

ア 設計者の実績等に関する評価

参加者の設計実績等について、下表の項目及び基準により評価する。

なお、評価対象はコンソーシアムの設計担当構成員とし、各項目の対象者は次のとおりとする。

- ① 企業の設計能力 : 単体企業、J V代表者又はJ V非代表者
- ② 予定管理技術者の要件 : 単体企業又はJ V代表者に所属する技術者
- ③ 地域精進度 : 単体企業、J V代表者又はJ V非代表者

【設計者実績等評価一覧】

評価項目		評価基準	評価点
① 企業の設計能力 (2.5点)	a 業務実績 元請としての、教育施設等 ^{注2} 又は半導体関連施設の新築、改築又は増築工事に係る設計業務(基本設計及び実施設計)の実績を評価する。 (平成28年4月1日以降に完了し、参加表明書提出期限の日までに引渡し完了した業務を対象) * 評価点は、評価対象施設におけるクリーンルーム設置の有無に応じて、右欄の点数に次の掛け率を乗じて算出する。 ・クリーンルームの設置あり : 1.0 ・上記以外 : 0.8 ※クリーンルームに係る業務実績は、その内容を確認できる資料が提出された場合に限り評価対象とする。 ※J Vの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限るものとし、評価に当たっては、その設計業務に係る建築物の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を業務実績として認める。	実績あり(延床面積1,500㎡以上) ^{注1}	2.5 (*)
		実績あり(延床面積1,000㎡以上) ^{注1}	1.5 (*)
		上記以外	0.0
② 予定管理技術者の要件 (4.0点)	b 業務経験 教育施設等 ^{注2} 又は半導体関連施設の新築、改築又は増築工事に係る設計業務(基本設計及び実施設計)に、元請の管理技術者又はこれに準ずる立場で携わった経験を評価する。(平成28年4月1日以降に完了し、参加表明書提出期限の日までに引渡し完了した業務を対象)	経験あり(延床面積1,500㎡以上) ^{注1}	2.0
		経験あり(延床面積1,000㎡以上) ^{注1}	1.0
		上記以外	0.0
	c 業務成績評定 県が発注した建設コンサルタント業務で、管理技術者として従事した建築設計業務の成績評定点のうち最高値で評価する。(平成28年4月1日以降に完了し、参加表明書提出期限の日までに引渡し完了した業務を対象)	85点以上	1.0
		80点以上85点未満	0.5
		80点未満又は実績なし	0.0
	d 資格及び経験年数 一級建築士の参加表明書提出期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。	資格取得後15年以上	1.0
		10年以上15年未満	0.5
		上記以外	0.0
③ 地域精進度 (1.5点)	e 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。	県内に本社を有する	1.5
		上記以外	0.0

注1) 実績は1棟当りの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。

注2) 「教育施設等」は、令和6年国土交通省告示第8号別添二第七号(教育施設)又は第八号(専門的教育・研究施設)に該当する用途の建築物とする。

イ 工事監理者の実績等に関する評価

参加者の工事監理実績等について、下表の項目及び基準により評価する。

なお、評価対象はコンソーシアムの工事監理担当構成員とし、各項目の対象者は次のとおりとする。

- ① 企業の工事監理能力 : 単体企業、J V代表者又はJ V非代表者
- ② 予定管理技術者の要件 : 単体企業又はJ V代表者に所属する技術者
- ③ 地域精通度 : 単体企業、J V代表者又はJ V非代表者

【工事監理者実績等評価一覧】

評価項目		評価基準	評価点
① 企業の工事監理能力 (2.5点)	a 業務実績 元請としての、教育施設等 ^(注2) 又は半導体関連施設の新築、改築又は増築工事に係る <u>工事監理業務</u> の実績を評価する。(平成28年4月1日以降に完了し、参加表明書提出期限の日までに引渡しが完了した業務を対象) * 評価点は、評価対象施設におけるクリーンルーム設置の有無に応じて、右欄の点数に次の掛け率を乗じて算出する。 ・クリーンルームの設置あり : 1.0 ・上記以外 : 0.8 ※クリーンルームに係る業務実績は、その内容を確認できる資料が提出された場合に限り評価対象とする。 ※J Vの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限るものとし、評価に当たっては、その工事監理業務に係る建築物の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を業務実績として認める。	実績あり(延床面積1,500㎡以上) ^{注1}	2.5 (*)
		実績あり(延床面積1,000㎡以上) ^{注1}	1.5 (*)
		上記以外	0.0
② 予定管理技術者の要件 (3.0点) ※複数の技術者を予定管理技術者とする場合、最も低い評価点の技術者をもって評価する。	b 業務経験 教育施設等 ^(注2) 又は半導体関連施設の新築、改築又は増築工事に係る <u>工事監理業務</u> に、元請の管理技術者又はこれに準ずる立場で携わった経験を評価する。(平成28年4月1日以降に完了し、参加表明書提出期限の日までに引渡しが完了した業務を対象)	経験あり(延床面積1,500㎡以上) ^{注1}	2.0
		経験あり(延床面積1,000㎡以上) ^{注1}	1.0
		上記以外	0.0
	c 業務成績評価 県が発注した建設コンサルタント業務で、管理技術者として従事した <u>工事監理業務</u> の成績評定点のうち最高値で評価する。(平成28年4月1日以降に完了し、参加表明書提出期限の日までに引渡しが完了した業務を対象)	85点以上	1.0
		80点以上85点未満	0.5
		80点未満又は実績なし	0.0
③ 地域精通度 (1.5点)	d 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。	県内に本社を有する	1.5
		上記以外	0.0

注1) 実績は1棟当りの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。

注2) 「教育施設等」は、令和6年国土交通省告示第8号別添二第七号(教育施設)又は第八号(専門的教育・研究施設)に該当する用途の建築物とする。

ウ 施工者の実績等に関する評価

参加者の施工実績等について、下表の項目及び基準により評価する。

なお、評価対象はコンソーシアムの施工担当構成員とし、各項目の対象者は次のとおりとする。

- ① 企業の施工能力 : コンソーシアム代表者である施工担当構成員（単体企業又は特定JV代表者）（dを除く。）
- ② 配置予定技術者の要件 : コンソーシアム代表者である施工担当構成員（単体企業又は特定JV代表者）に所属する技術者
- ③ 地域精通度 : コンソーシアム代表者又は代表者以外の施工担当構成員

【施工者実績等評価一覧】

評価項目		評価基準	評価点
① 企業の施工能力 (10.0点)	a 施工実績 元請としての、建築物 ^(注2) の新築、改築又は増築工事の施工実績を評価する。（平成23年4月1日以降に完成し、参加表明書提出期限の日までに引渡し完了した工事を対象） ※JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限るものとし、評価に当たっては、その工事の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積を施工実績として認める。	実績あり（延床面積1,500㎡以上） ^{注1}	2.0
		実績あり（延床面積1,000㎡以上） ^{注1}	1.0
		上記以外	0.0
	b 工事成績評定 県が発注した建築一式工事の工事成績評定点（対象5年間、令和3年度から令和7年度の期間）の平均値（小数点以下第2位を四捨五入1位止め）で評価する。 ^(注3)	85点以上	2.0
		80点以上85点未満	1.0
		75点以上80点未満	0.5
		75点未満又は実績なし	0.0
	c 経営品質の取組 以下のいずれかの実績があれば評価する。 (a) 県が行った、令和3年度から令和7年度の「優良県営建設工事表彰（優良下請負企業表彰を含む）」の受賞 (b) 申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定 (c) 県が行った、令和3年度から令和7年度の「新分野進出等表彰（奨励企業を含む）」の受賞 (d) 申請期限の日現在有効な「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定 (e) 申請期限の日現在有効な「ユースエール」の認定	2項目以上該当あり	1.0
		1項目該当あり	0.5
		該当なし	0.0
	d 設備工事の施工能力 設備工事の分担施工の有無及び分担工種数（建築工事を含む数）により評価する。	3工種分担施工	5.0
		2工種分担施工	2.0
		分担施工なし	0.0

(次ページに続く)

② 配置予定技術者の要件 (4.0点) ※本事業に専任で配置する技術者を評価対象とする。 ※複数の技術者を配置予定技術者とする場合、最も低い評価点の技術者をもって評価する。	e 施工経験	経験あり（延床面積1,500㎡以上） ^{注1}	2.0
	元請としての、建築物 ^{注2} の新築、改築又は増築工事を元請の主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した経験（現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る）を評価する。（平成23年4月1日以降に完成し、参加表明書提出期限の日までに引渡しが完了した工事を対象）	経験あり（延床面積1,000㎡以上） ^{注1}	1.0
		上記以外	0.0
	f 工事成績評価	85点以上	1.5
	県が発注した工事の主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事成績評価点のうち最高値で評価する。（平成28年4月1日以降に完成し、参加表明書提出期限の日までに引渡しが完了した工事を対象）	80点以上85点未満	1.0
		75点以上80点未満	0.5
		75点未満又は実績なし	0.0
③ 地域精進度 (6.0点)	g 資格及び経験年数 一級建築士又は一級建築施工管理技士の参加表明書提出期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。	資格取得後5年以上	0.5
		上記以外	0.0
	h 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 ＊ 評価点は、評価対象者の区分に応じて右欄の点数に次の掛け率を乗じて算出する。 ・コンソーシアム代表者 うち 単体企業又は特定JV代表者：1.0 特定JV非代表者 ：0.5 ・コンソーシアム代表者以外の構成員 ：0.2	北上市内に本社を有する	6.0 (*)
		県南広域振興局管内に本社を有する	5.0 (*)
		県内に本社を有する	4.0 (*)
		上記以外	0.0

注1）実績は1棟当りの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。

注2）「建築物」は、その用途を問わないものとする。

注3）工事成績評価点の計算式は、次のとおりとする。

(i) 建築一式工事の年度別の工事成績Yを求める。

$$\text{年度別X} = \frac{(\text{工事Aの成績評価} \times \text{工事Aの請負契約額}) + (\text{工事Bの成績評価} \times \text{工事Bの請負契約額})}{\text{工事Aの請負契約額} + \text{工事Bの請負契約額}}$$

(ii) (i) で算定した各年度の工事成績 (X、X'・・・) の和を、過去5年間で対象となる工事がある年度の数で割り、工事成績評価点とする。

2 第二次審査

第二次審査では、定性的事項について、参加者からの技術提案及びヒアリングに基づき以下の方法により評価を行う。

(1) 評価方法

各提案に対する評価は、(2)の項目ごとに、次のA～Eの区分で行い、各評価項目の配点に各区分の数値を乗じたものを各項目の得点とする。

なお、原則として、要求水準書と同等の内容の提案については評価しない。

A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	標準的である	0.6
D	やや劣っている	0.4
E	劣っている	0.0

(2) 技術提案に関する評価項目及び配点

評価項目		主な評価事項	配点	
Ⅰ 業務全般	① 業務実施方針について	・業務の実施方針 ・業務の実施体制及びコンソーシアムの特徴 ・特に重視する業務上の配慮事項 ・その他独自の提案事項	10.0	30.0
	② 品質管理について	・設計・施工（工事監理）を通じた品質管理手法 ・その他独自の提案事項	5.0	
	③ コスト管理について	・建設コストの縮減に関する工夫及び配慮事項（構造・工法の選定や工夫等の観点を含む。） ・設計・施工（工事監理）を通じたコスト管理手法 ・その他独自の提案事項	7.5	
	④ 工程管理について	・工程の効率化に関する工夫及び配慮事項（構造・工法の選定や工夫等の観点を含む。） ・設計・施工（工事監理）を通じた工程管理手法 ・その他独自の提案事項	7.5	
Ⅱ 施設計画	⑤ 施設特性への配慮について	・半導体実習施設としての機能性（環境制御等）に関する計画上の配慮事項 ・利用者の利便性、快適性及び安全性に関する計画上の配慮事項 ・その他独自の提案事項	20.0	35.0
	⑥ 施設の効率的運用のための配慮について	・環境負荷の低減（ZEB化への対応等）に関する計画上の配慮事項 ・施設の耐久性及び維持管理の容易性に関する計画上の配慮事項（維持管理コストの観点を含む。） ・その他独自の提案事項	15.0	
合 計				65.0
【評価の視点】				
上記の各評価項目について、提案内容の的確性及び実現性等を考慮して総合的に評価する。				

第5 最優秀者及び次点の特定方法

定量的事項の審査と定性的事項の審査の合計により、最高得点の者を、最も優れた提案を行った最優秀者として特定するとともに、次に高得点の者を次点として特定する。

なお、合計の最高得点者が複数いる場合は、そのうち定量的事項の審査において最高得点の者を最優秀者として特定する。

【参考】評価項目・配点一覧

■ 定量的事項 (35.0 点)			
	設計者の実績等 (8.0 点)	企業の設計能力	2.5
		予定管理技術者の要件	4.0
		地域精通度	1.5
	工事監理者の実績等 (7.0 点)	企業の工事監理能力	2.5
		予定管理技術者の要件	3.0
		地域精通度	1.5
	施工者の実績等 (20.0 点)	企業の施工能力	10.0
		配置予定技術者の要件	4.0
		地域精通度	6.0
■ 定性的事項 (65.0 点)			
業務全般 (30.0 点)	業務実施方針について	10.0	
	品質管理について	5.0	
	コスト管理について	7.5	
	工程管理について	7.5	
施設計画 (35.0 点)	施設特性への配慮について	20.0	
	施設の効率的運用のための配慮について	15.0	